

食安輸発0514第1号
平成26年5月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オランダ産キャベツのペンシクロン、中国産わけぎのジフェノコナゾール、しそのイソプロカルブ及びイシモチのエンロフロキサシン並びにボリビア産いんげん豆のフルトリアホール)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号（最終改正：平成26年5月1日付け食安輸発0501第1号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、オランダ産生鮮キャベツ及び中国産冷凍わけぎにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産しそのイソプロカルブの項を削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3から中国産イシモチのエンロフロキサシンの項を削除し、別表第3からボリビア産いんげん豆のフルトリアホールの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成26年5月14日	オランダ	キャベツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ペンシクロン)	GREENERY PRODUCE B. V.
平成26年5月14日	中国	わけぎ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ジフェノコナゾール)	HANGZHOU RIXIN IMP. & EXP. CO., LTD.